

育児・介護と仕事の両立に積極的に取り組む  
企業の皆様、両立の取組を“見える化”してみませんか？

# 家庭と仕事の 両立支援推進企業 登録制度



東京都は、育児・介護などと仕事の両立に積極的に取り組む企業等を「東京都家庭と仕事の両立支援推進登録企業」として登録し、シンボルマーク「両立支援推進企業マーク」を付与しています。

登録企業の情報や優れた取組を東京都の特設Webサイト等で周知することにより、企業のイメージアップを図り、家庭と仕事の両立支援制度の充実にに向けた機運を醸成していきます。

企業の皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

## 自社の取組を内外にPR！企業イメージの向上につながります

- ① 東京都「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」に企業情報や登録内容を公表します
- ② シンボルマークを自社 HP やリーフレット、名刺等に掲載できます
- ③ 東京都のイベントで、企業情報や登録内容を紹介します
- ④ 発行された「登録証」を自社受付などに掲示できます

### ほかにも…中小企業には、以下の特典をご用意！

- 東京都が発行する就活生向け情報誌「東京カイシャハッケン伝」へ掲載する場合があります。
- 東京都の中小企業制度融資（働き方改革支援メニュー）を利用できます。さらに、この融資メニューの対象となる企業のうち、女性活躍推進に関する取組を行っている企業は、融資利率等の優遇が受けられます（TOKYO ウィメン・ビズ・サポート）。

### 申請先・お問い合わせ先

東京都労働相談情報センター 事業普及課 企業支援担当  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター内  
TEL：03-5211-2248 Mail：S0000498@section.metro.tokyo.jp

▼募集要項や申請書類についてはこちらに掲載しています

■東京都「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」  
<https://www.katei-ryouritsu.metro.tokyo.lg.jp/kigyo/>





## 登録の要件等 ※ 詳細は募集要項をご確認ください。

### ▶ 登録の要件

「育児と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」それぞれについて、制度の整備状況と利用実績に応じて採点し、以下の基準に応じて★を付与します。

育児・介護いずれかの一方に★が1個以上付与されると、登録企業として登録します。

8点以上 ★    12点以上 ★★    16点以上 ★★★

登録基準となる両立支援制度については、育児・介護休業法に規定する制度を中心に、原則、法令を上回る内容に設定しています。(中小企業においては、一部要件を緩和。)

▶ 対象事業者 都内で事業を営む企業等(大企業を含む)

▶ 登録の有効期間 登録決定日から起算し、2年に達する日の年度末まで(以後3年毎に更新)

例 令和5年10月15日に登録決定となった場合、令和8年3月31日までが登録期間となります。

## 登録の流れ ※ 詳細は募集要項をご確認ください。

登録  
申請

申請関係書類をメール・郵送または持参(要電話予約)により提出してください。

現地  
調査

東京都の両立支援推進員が訪問します。  
その際制度及び制度の利用実績を確認できる書類を拝見します。

評価

評価項目の例は以下をご覧ください。

育児・介護それぞれ14項目、20点満点で採点します。

制 度：一つにつき0.5点    制度利用実績：一つにつき1点

【育児と仕事の両立支援 評価項目例】

- 〈大企業〉保育所に落選したなどの事情がなくても子が1歳以上でも育休取得ができる、又は、保育園に落選した場合に、2歳を超えても育休取得ができる。(〈中小企業〉法定通りに育休が定められている。)
- 看護休暇を小学校就学以上の子を持つ従業員も取得できる。
- 育児をする従業員が利用できるフレックスタイム制度又は時差出勤制度がある。
- 相談員又は相談窓口の設置がある。 など

【介護と仕事の両立支援 評価項目例】

- 〈大企業〉介護休業が94日以上取得できる制度がある。(〈中小企業〉法定通りに介護休業が定められている。)
- 介護休暇が有給である。
- 介護をする従業員が利用できる短時間勤務制度がある。
- 介護と仕事の両立に関する管理職に対する研修を行っている。 など

登録  
決定

現地調査を踏まえた評価の結果、「育児と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」のいずれかに★が1個以上付与されると、登録となります。